平成２５年（フ）第５７３号
埼玉県春日部市谷原新田2083番地　春日部谷原新田団地４―208号
債務者　小谷　義孝
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５７４号
埼玉県春日部市谷原新田2083番地　春日部谷原新田団地４―208号
債務者　小谷　春美
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２２０号
静岡県富士市横割本町11番２号
債務者　芹澤　　哲
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第５０号
京都府福知山市土師新町３丁目87番地の１メゾンＲ―Ⅰ―102号
債務者　アイビックスＬＬＣこと　宮本　香子（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第２５号
富山県下新川郡朝日町泊393番地
債務者　末上　典子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで富山地方裁判所魚津支部

平成２５年（フ）第５６号
和歌山県東牟婁郡古座川町佐田792番地
債務者　下村　明人
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第１４４１号
福岡県朝倉市甘木732番地１エディフィシオ甘木403号
債務者　井上　誠二
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７１７号
福岡市東区若宮２丁目21番３―105号
債務者　田代　政之
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７１８号
福岡市東区若宮２丁目21番３―105号
債務者　田代　竹代
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７８１号
福岡市西区生の松原３丁目32番23号
債務者　泊　　美保
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８５０号
福岡市城南区金山団地33番302号
債務者　小寺ひろ美
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８６５号
福岡県大野城市上大利４丁目５番７―105号
債務者　古森　貴大
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８６８号
福岡市東区箱崎３丁目34番14号
債務者　大塚　哲郎
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８７６号
福岡県大野城市上大利２丁目14番24―305号パークビューハイツⅡ
債務者　吉田　　勲
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８８１号
福岡市東区香住ヶ丘６丁目７番23号
債務者　田中　磨智
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８８９号
福岡県宗像市くりえいと２丁目５番12号リビングタウンくりえいとＡ棟102号
債務者　小松　郁子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８９６号
福岡県糟屋郡志免町志免３丁目10番18―203号
債務者　畑江知菜美
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９０６号
福岡県筑紫郡那珂川町道善１丁目26番地　フローラル道善203号
債務者　日下部和哉
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで福岡地方裁判所第４民事部